

仙石山仏教学論集
第9号（平成29年）

Sengokuyama Journal
of Buddhist Studies
Vol. IX, 2017

『勝鬘經』十受章について
——中国諸注釈書の異同——

楊 玉飛

『勝鬘經』十受章について

— 中国諸注釈書の異同 —

楊 玉飛

I. はじめに

1. 問題の所在

『勝鬘經』の十大受は有名ではあるが、これまで、平川彰氏¹と水尾現誠氏²の論文以外に、この十受章を直接の主題とした研究業績は見当たらないようである。それは『勝鬘經』においては如来蔵説が極めて重要であるため、『勝鬘經』とえば先ず如来蔵説に注意が払われ、他にまでは関心が及ばないためであろう。しかし、如来蔵説を理解するためにも、その前段階として説かれた十大受の意味を検討することは重要であると思われる。

嘉祥大師吉蔵の『宝窟』は『勝鬘經』注釈書の代表であるが、そこで十大受を注釈する際に「菩薩の行は止惡を以て本と爲す。故に前に戒を受けることを明かすなり」³と述べて、十大受を「戒」と見なしている。聖徳太子の『勝鬘經義疏』も、「中に就いて開いて三と爲す。第一は受戒の方便を明かし、第二は…正しく受戒を明かし、第三は…誓を立てて疑を斷ずる」⁴と述べ、全体を戒の立場から解釈している。「このほかにも、十大受を戒と見ることは、勝鬘經の註釈に共通的に見られることである」⁵と平川彰氏が指摘している。しかし、本当に全ての注釈書が「戒」として理解し

1 平川彰 1965, pp. 88-111.

2 水尾現誠 1976, pp. 162-163.

3 「菩薩之行以止惡爲本。故前明受戒」(『勝鬘宝窟』『大正藏』vol. 37, p. 20a)

4 「就中開爲三。第一明受戒方便。第二…正明受戒。第三…立誓斷疑」(『勝鬘經義疏』『大正藏』vol. 56, p. 3b)

5 平川彰 1965, p. 93.

ているのであろうか。仮にそうだととしても、必ずしも同じ解釈を施している訳ではないであろう。本論文は、それらの問題に主眼を置き、各疏の解釈を検討することによって、三聚淨戒⁶との関係及びその系統を究明することを目的とする。

2. 十受の内容

それでは、戒律と十大受とはどう結びつくかということ、十大受の内容はそのまま戒律であるにほかならない。十大受とは何か。經の十受章に、以下のようにある。

- (1) 世尊、我今日よりいまし菩提に至るまで、所受の戒に於いて犯心を起ささず。
- (2) 世尊、我今日よりいまし菩提に至るまで、諸の尊長に於いて慢心を起ささず。
- (3) 世尊、我今日よりいまし菩提に至るまで、諸の衆生に於いて恚心を起ささず。
- (4) 世尊、我今日よりいまし菩提に至るまで、他の身色及び外の衆具に於いて嫉心を起ささず。
- (5) 世尊、我今日よりいまし菩提に至るまで、内外の法に於いて慳心を起ささず。
- (6) 世尊、我今日よりいまし菩提に至るまで、自ら己が爲に財物を受畜せず。凡そ所受有れば悉く貧苦の衆生を成熟する爲にせん。

⁶ 大乘の菩薩がたもつべき戒法で、大きく分けて二種の説がある。(1)『梵網經』や『瓔珞本業經』などに説かれる純大乘の三聚淨戒。①律儀戒。一切の諸悪を断ち捨てること。止悪をいう。『梵網經』所説の十重四十八輕戒などが特に有名。②撰善法戒〔撰善戒ともいう〕。一切の善根功德をおさめること。作善をいう。③撰衆生戒。一切の衆生を撰取して、あまねく利益を施すこと。利他をいう。(2)『菩薩地持經』『瑜伽師地論』などに説かれる小乗戒を加味して三乘に通じる三聚淨戒。①律儀戒。七衆の受持すべき戒律箇条〔波羅提木叉〕のこと。小乗戒を継承して止悪門とする。②撰善法戒。身・口・意の三業にわたる一切の善を修める修善門。③饒益有情戒。生きとし生けるものにあまねく利益を施す勸善門。三聚・三聚戒・三聚円戒・三種淨戒・三受門戒ともいう。浅田正博編 2014、pp. 176-177。

- (7) 世尊、我今日よりいまし菩提に至るまで、自ら己が爲に四攝法を行ぜず、一切衆生の爲の故に、不愛染心・無厭足心・無罣礙心を以て衆生を攝受せん。
- (8) 世尊、我今日よりいまし菩提に至るまで、若し孤・獨・幽・繫・疾・病・種種の厄・難・困・苦の衆生を見ては、終に暫らくも捨せず。必ず安隱ならしめんと欲して、義を以て饒益し、衆苦を脱せしめ、然に後に乃ち捨せん。
- (9) 世尊、我今日よりいまし菩提に至るまで、若し捕と養との衆の惡律儀及び諸の犯戒のものとを見ては、終に棄捨せずして、我力を得ん時、彼彼の處に於いて此の衆生を見ては、應に折伏すべき者は之を折伏し、應に攝受すべき者は之を攝受せん。何を以ての故にとならば、折伏と攝受を以て、法をして久しく住せしめんが故なり。法の久しく住せば、天と人は充滿し、惡道は減少して、能く如來の所轉の法輪に於いて而も隨轉することを得ん。是の利を見るが故に救攝して捨せず。
- (10) 世尊、我今日よりいまし菩提に至るまで、正法を攝受して、終に忘失せず。何を以ての故にとならば、法を忘失せば則ち大乘を忘る。大乘を忘るれば、則ち波羅蜜を忘る。波羅蜜を忘るれば、則ち大乘を欲せず。若し菩薩にして、大乘を決定せざれば、則ち能く正法を攝受することを得ずして、所樂に隨いて入らんと欲して、永く凡夫地を越ゆるに堪任せざればなり。我れ是の如き無量の大過を見て、又未來に正法を攝受する菩薩摩訶薩の無量の福利を見るが故に此の大受を受く⁷。

7 「世尊。我從今日乃至菩提。於所受戒不起犯心。世尊。我從今日乃至菩提。於諸尊長不起慢心。世尊。我從今日乃至菩提。於諸衆生不起恚心。世尊。我從今日乃至菩提。於他身色及外衆具不起疾心。世尊。我從今日乃至菩提。於内外法不起慳心。世尊。我從今日乃至菩提。不自爲己受畜財物。凡有所受悉爲成熟貧苦衆生。世尊。我從今日乃至菩提。不自爲己行四攝法。爲一切衆生故。以不愛染心無厭足心無罣礙心攝受衆生。世尊。我從今日乃至菩提。若見孤獨幽繫疾病種種厄難困苦衆生。終不暫捨。必欲安隱。以義饒益令脫衆苦。然後乃捨。世尊。我從今日乃至菩提。若見捕養衆惡律儀及諸犯戒終不棄捨。我得力時。於彼彼處見此衆生。應折伏者而折伏之。應攝受者而攝受之。何以故。以折伏攝受故令法久住。法久住者。天人充滿惡道減少。

3. 研究の範囲

『勝鬘經』の注釈書の多くは散逸している。本稿で取り扱うのは中国における以下の六本である。

- A. 北魏正始元年（504）写 慧掌蘊『勝鬘義記』一卷（S. 2660）（慧掌蘊『義記』と略す）
- B. 六世紀中葉写 無名氏『勝鬘經疏』（S. 6388、BD02346）（無名氏『疏』と略す）
- C. 高昌延昌四年（564）写 照法師『勝鬘經疏』（S. 524）（照法師『疏』と略す）
- D. 淨影寺慧遠（523-592）『勝鬘義記』（巻下：P. 2091+P. 3308）（慧遠『義記』と略す）
- E. 吉藏（549-623）『勝鬘宝窟』（吉藏『宝窟』と略す）
- F. 基撰・義令記『勝鬘經述記』（基『述記』と略す）

4. 大乘戒と三聚淨戒

三聚淨戒は『瑜伽師地論』系統と『梵網經』『菩薩瓔珞本業經』系統の二つに分けられる。両系統はともに大乘戒と呼ばれている。『瑜伽師地論』系統について、初期の大乘戒ではなく、中期の成立であると平川彰氏は指摘している⁸。同氏はこの著作の中で『梵網經』『菩薩瓔珞本業經』系統について触れていないが、『仏典解題事典』では「『梵網經』は『梵網菩薩戒經』『菩薩戒本』ともいう。鳩摩羅什訳とされるが、近時の研究より劉宋代（5世紀）シナ成立と見られている」⁹と述べ、『菩薩瓔珞本業經』は竺

能於如來所轉法輪。而得隨轉。見是利故救攝不捨。世尊。我從今日乃至菩提。攝受正法終不忘失。何以故。忘失法者則忘大乘。忘大乘者則忘波羅蜜。忘波羅蜜者則不欲大乘。若菩薩不決定大乘者。則不能得攝受正法欲。隨所樂入。永不堪任越凡夫地。我見如是無量大過。又見未來攝受正法菩薩摩訶薩無量福利故受此大受」（『勝鬘經』『大正藏』 vol. 12, p. 217b-c）

⁸ 平川彰 1990、p. 203.

⁹ 水野弘元他編集 1977、p. 113.

仏念訳とされるが、近時の研究により、5～6世紀頃のシナ撰述と見られる¹⁰と述べている。即ち、『梵網經』、『菩薩瓔珞本業經』は『瑜伽師地論』と同じ時期に成立したことになり、同じく初期の大乗戒ではなく、中期の成立ということになる。中期大乗經典の戒の特色について森章司氏は「戒に重・軽の二種が設定されている」¹¹と述べ、また重・軽の二種に分けることによって「狭義の戒の禁戒という面が強く意識せられて、ある程度他律的な色彩が現れたと考えることができる」¹²と述べている。以下は中期大乗經典にある戒の具体的な例である。

『瑜伽師地論』に示される三聚淨戒は以下のようである。

此の在家出家の二分の淨戒に依りて、略して三種を説く。一には律儀戒、二には攝善法戒、三には饒益有情戒なり。律儀戒とは、謂わく、諸の菩薩の受くる所の七衆の別解脱律儀なり。即ち是れ苾芻戒、苾芻尼戒、正學戒、勤策男戒、勤策女戒、近事男戒、近事女戒なり。是くの如き七種、在家出家の二分に依止すること、應の如く當に知るべし。是れを菩薩の律儀戒と名づく¹³。

これによれば、菩薩の「律儀戒」は小乗戒と同じであることが分かる。小乗戒が律儀戒のみであるのに対して、菩薩戒はその上に「攝善法戒」と「饒益有情戒」とを追加している。即ち、菩薩は律儀戒を守りつつ、攝善法戒を修し、饒益有情戒を行じている。つまり、平川彰氏が指摘しているように、この系統の三聚淨戒は「通三乘」¹⁴の教理を説いている。

また、『瑜伽師地論』は三聚淨戒の後に、菩薩独自の大乘戒「四他勝處法」¹⁵、「四十三違犯」¹⁶を説いている。この「四他勝處法」、「四十三違犯」

¹⁰ 同書、p. 114.

¹¹ 森章司編 1993、p. 36.

¹² 同上.

¹³ 「依此在家出家二分淨戒。略説三種。一律儀戒。二攝善法戒。三饒益有情戒律儀戒者。謂諸菩薩所受七衆別解脱律儀。即是苾芻戒。苾芻尼戒。正學戒。勤策男戒。勤策女戒。近事男戒。近事女戒。如是七種。依止在家出家二分。如應當知。是名菩薩律儀戒」（『瑜伽師地論』『大正藏』vol. 30, p. 511a）

¹⁴ 平川彰 1990、p. 261.

¹⁵ 「如是菩薩住戒律儀。有其四種他勝處法。何等爲四。若諸菩薩爲欲貪求利養恭

と三聚淨戒との関係について、遠藤祐純氏が詳しく論述しているので、ここで、氏の説に従って確認しておきたい。

この「四他勝處法」は小乗の四波羅夷法とは異なり、「三聚淨戒が主張する上求菩提下化衆生の立場から立てられた慈悲、利他を根本とする戒であり、菩薩の命運のかけられた戒である」¹⁷と指摘し、また「四十三輕戒は摂律儀戒、摂善法戒、饒益有情戒と離れて別立されたのではなく、各戒が四十三の範疇に展開されたのである」¹⁸と指摘している。即ち、『瑜伽師地論』に説かれる戒は全て三聚淨戒に統一することができる。

もう一つの系統である『梵網經』『菩薩瓔珞本業經』における三聚淨戒を見てみよう。『梵網經』は十重四十八輕戒を三聚淨戒とし、中国・日本において相当に重要視されている。その戒条を列挙すると（戒名は『国訳一切經』律部十二の『梵網經』の脚注による）、

十重戒

第一快意殺生戒、第二劫盜人物戒、第三無慈行慾戒、第四故心妄語戒、第五沽酒生罪戒、第六談他過失戒、第七自讚毀他戒、第八慳生毀辱戒、第九瞋不受謝戒、第十毀謗三寶戒。

四十八輕戒

第一不敬師長戒、第二飲酒戒、第三食肉戒、第四食五辛戒、第五不舉教識戒、第六住不請法戒、第七不能遊學戒、第八背正向邪戒、第九不瞻病苦戒、第十畜殺生具戒、第十一通國使命戒、第十二惱他販賣戒、第十三無根謗毀戒、第十四放火損生戒、第十五法化違宗戒、第十六貪

敬。自讚毀他。是名第一他勝處法。若諸菩薩現有資財性慳財故。有苦有貧無依無怙正求財者來現在前。不起哀憐而修惠捨。正求法者來現在前。性慳法故雖現有法而不給施。是名第二他勝處法。若諸菩薩長養如是種類忿纏。由是因緣不唯發起僞言便息。由忿蔽故加以手足塊石刀杖。捶打傷害損惱有情。內懷猛利忿恨意樂。有所違犯他來諫謝不受不忍不捨怨結。是名第三他勝處法。若諸菩薩謗菩薩藏。愛樂宣說開示建立像似正法。於像似法或自信解或隨他轉。是名第四他勝處法。如是名為菩薩四種他勝處法」（『瑜伽師地論』『大正藏』 vol. 30, p. 515b-c）

¹⁶ 同書、p. 516a-521a.

¹⁷ 遠藤祐純 2008、p. 177.

¹⁸ 同書、p. 179.

財惜寶戒、第十七依勢惡求戒、第十八虛偽作師戒、第十九鬥諍兩頭戒、第二十不救存亡戒、第二十一不忍違犯戒、第二十二慢人輕法戒、第二十三輕蔑新學戒、第二十四怖勝順劣戒、第二十五為主失儀戒、第二十六領賓違式戒、第二十七受他別請戒、第二十八自別請僧戒、第二十九邪命養身戒、第三十詐親害生戒、第三十一不救尊厄戒、第三十二橫取他財戒、第三十三虛作無義戒、第三十四退菩提心戒、第三十五不法願戒、第三十六不生自要戒、第三十七故入難處戒、第三十八坐無次第戒、第三十九不行利樂戒、第四十攝化漏失戒、第四十一惡求弟子戒、第四十二非處說戒戒、第四十三故違聖禁戒、第四十四不重經律戒、第四十五不化有情戒、第四十六說法乖儀戒、第四十七非法立制戒、第四十八自破內法戒。

となる。『菩薩瓔珞本業經』に説かれる戒は十無尽戒であるが、その根本を三聚淨戒に求めている。即ち、

今、諸菩薩の爲に一切戒の根本を結す。所謂三受門なり。攝善法戒は所謂八萬四千の法門なり。攝衆生戒は所謂慈・悲・喜・捨なり。化を一切衆生に及ぼし皆安樂を得せしむ。攝律儀戒は所謂十波羅夷なり¹⁹。

『梵網經』は『瑜伽師地論』の四重を十重に含みながら、更に發展して四十八輕戒になって、三聚淨戒とした。『菩薩瓔珞本業經』の「十波羅夷戒」が『梵網經』の十重戒と同じものであることは注意すべきであろう。

『梵網經』と『菩薩瓔珞本業經』は中国で撰述されたとされるが、中国や日本の一般の仏教者たちは、これらをも釈尊直説の經として扱ってきた。更に智者大師が梵網戒を採用し、重要視したため、中国・日本に大きな影響を与えた。『勝鬘經』は、直接的に「戒」に言及していないが、従来『勝鬘經』諸注釈書はいずれも十受章の十受を「戒」と見ている²⁰と考えられている。しかし、その解釈は必ずしも一致しない。それでは、『勝鬘經』諸注釈書の理解を見てみよう。

¹⁹「今爲諸菩薩結一切戒根本。所謂三受門。攝善法戒。所謂八萬四千法門。攝衆生戒。所謂慈悲喜捨化及一切衆生皆得安樂。攝律儀戒。所謂十波羅夷」（『菩薩瓔珞本業經』『大正藏』vol. 24, p. 1020b-c）

²⁰ 平川彰 1965, p. 93.

II. 各疏の理解

1. 慧掌蘊『義記』

本疏は極めて簡単に十受を解釈している。まず、「十受大洋凡そ二種有り。一には自行、二には化人なり。初の五受及び第十受は是れ自行、中間の四受は是れ化人なり」²¹と述べ、十受を二種に分けて、前の五受と第十受は自行（自分のための行）で、残りの四受は化人行（他人を教化する行）であるとしている。また「復た二義有り、一には別、二には總なり。九は別、十は總なり」²²と述べ、総と別に分けて十大受を解釈している。つまり、慧掌蘊はただ自行・化人行、総・別の関係から十受を分けるのみで、十受を修行と解釈しており、十種の戒の意味と取っていない。

2. 無名氏『疏』

本疏は十受解釈の部分で、まず、

中に就いて三段有り。初めより“恭敬而立、受十大受”の訖りまで、受戒の方便を明かして、致敬の宜なり。二には、“我從今日”より“無量福利、故受此大受”の訖りまで、正しく十受の義を明かす。第三には、“法主世尊”より已下、章の訖りまで、誓いを立て證を邀む^{もと}ることを明かし、以て不虛誠實の至を表す²³。

と述べ、三段（明受戒方便・正明十受義・明立誓邀證）に分けて十受章を解釈している。第一段はその方便を、第二段は十受のそれぞれの意義を、第三段は十受の正当性を述べている。更に、三段をより詳しく解釈している。以下、その三段に沿って見てみよう。

²¹「十受大洋凡有二種。一者自行二者化人。初五受及第十受是自行。中間四受是化人也」(『勝鬘義記』『大正藏』vol. 85, p. 253b)

²²「復有二義。一別二總。九別十總也」(同上)

²³「就中有三段。從初訖“恭敬而立，受十大受”，明受戒方便，致敬之宜。二從“我從今日”，訖“無量福利，故受此大受”，正明十受義。第三從“法主世尊”已下訖章，明立誓邀證，以表不虛誠實之至」(青木隆他編 2013, p. 343)

2-1. 第一段「明受戒方便」

“受十大受”とは、一には能受、二には所受、故に二“受”有り。能受には二有りて、所受にも亦た然り。若し法に於いて望まば、心は所受と爲し、若し行に於いて望まば、人は能受と爲す。若し理を論ずるや、並びに此の二有り。且らく化の宜しきに據って、人を以て受と爲し、法を以て受と爲す。受とは、納縁の義なり²⁴。

と述べ、受を「能受」と「所受」とに分け、またそれぞれ「二」ありと説いている。即ち、本疏は先ず、能動の主体（能）と受動の客体（所）との二面から十受を理解しようとしていることが伺われる。また、法において心は「所受」、行において人は「能受」とであるというのは、人（心）は異なる側面において、「能・所」の立場も互いに転換されうる。つまり、疏主は客観的な立場に立っているのである。

2-2. 第二段「正明十受義」

十受を明かす中、二段有り。前の五は自利行の戒、後の五は利他行の戒なり²⁵。

と述べ、十受を「自利行の戒」と「利他行の戒」とに分けている。次に、自利の中、初めの一受は律儀戒と名づく。次に四受有り、攝善法戒と名づく²⁶。

と述べ、第一受を律儀戒に、第二・第三・第四・第五受を攝善法戒に配当している。第一受が「総」ではなく、「三聚戒の律義」であることについては、

所以に初めの一受は總に非ずして而も是の三聚戒の中の律儀なると知ることを得。凡そ律儀とは、發心に期を要して、誓いて犯すことを許さず。即ち是れ律儀戒なり。是れは經文を以て“於所受戒”と言うこ

²⁴ “受十大受”者、一能受、二所受、故有二“受”。能受有二、所受亦然。若望於法、心者爲所受、若望於行、人爲能受。若論理也、並有此二、且據化宜、以人爲受、以法爲受。受者、納縁之義（同書、p. 344）

²⁵ 「正明十受中、有二段。前五自利行戒、後五利他行戒」（同上）

²⁶ 「自利中、初一受明律儀戒。次有四受、明攝善法戒」（同上）

とを得。故に律儀は總受に非ざることを知るなり²⁷。
と解釈している。つまり、「発心して、犯すことを許さずと誓うのは、即ち、律儀戒」であると指摘し、それ故、第一受は「総」ではなく、「三聚戒の律義」であるという。

次に、第二・第三・第四・第五受を摂善法戒に配当して、以下のように述べている。

攝善の中に就いて、行善を以て戒を爲す四戒有り。“於諸尊長不起慢心”とは、人・法・道・俗、善・悪を問わず、我の敬行を起する者は皆尊重すべし。敬行は成就せば、慢心は起きず。“於諸衆生不起恚心”とは、衆生・非衆生を問わず、皆瞋心無きこと即ち是れ忍行なり。…“不起疾心”とは、即ち是れ喜行なり。…“不起慳心”とは、即ち是れ捨行なり。此の四行は攝善の中の最なるが故に偏に明す²⁸。

即ち、摂善法の中に善を行ずることによって四つの戒をなす。それは敬行・忍行・喜行・捨行である。何故この四戒のみを取り上げたのかというと、これらが摂善法戒の中で最も重要であるからである。

次に、利他行は更に、「辨摂衆生四行」と「建立正法戒」に分けられる。先ず、辨摂衆生四行について見てみると、

次に攝衆生の四行を辨ず。初めの一戒（第六受）は四無量心を明かす。次に一受（第七受）有り、四攝の行相を明かす。次の二受（第八・第九受）は無量功能の義を明かす。四無量は直だ苦と樂を抜くのみ、功力は則ち淺し。四攝は惡を剪り、道を修し、利潤は増上す。諸の大士は物を化すには、豈に苦を抜くべきのみならんや²⁹。

²⁷「所以得知初一受非總而是三聚戒中律義者，凡律義者，發心要期，誓不許犯，即是律義戒，是以經文得言“於所受戒”。故知律義，非總受也」（同書、p. 345）

²⁸「就攝善中，有四戒，以行善爲戒。“於諸尊長不起慢心”者，莫問人法道俗善惡，起我敬行者，皆可尊重。敬行成就，不起慢心。“於諸衆生不起恚心”者，莫問衆生非衆生，皆無瞋心。即是忍行。…“不起疾心”者，即是喜行。…“不起慳心”者，即是捨行也。此之四行，攝善中最，故偏明」（同上）

²⁹「次辨攝衆生四行。初一戒明四無量心。次有一受，明四攝行相。次二受明無量功能義。四無量直拔苦與樂，功力則淺，四攝剪惡修道，利潤増上。諸大士化物，豈可拔苦而已」（同書、p. 346）

と述べ、第六・第七・第八・第九受を「利他行の戒」の摂衆生の四行に配当している。第六受を四無量心に対応させ、第七受を四攝の行相に対応させ、第八・第九受を無量功能の義に対応させている。また、この四受の力と功用を考慮し、段階付けている。即ち、第六受はまだ浅く、徐々に進んで、第七受になって利益が増上し、ついに第八・第九受の無量功德になる次第である。

次に、建立正法戒について、

“世尊、我從今日乃至菩提、攝受正法、終不忘失”とは、此は是れ利他の中の第二、建立正法戒なり。中に就いて二有り。初めに戒體を明す。第二に釋成す³⁰。

と述べ、建立正法戒をまた二通りに分ける。即ち、「明戒體」と「釈成」とである。そして、二の釈成の中に、

“忘失法”とは、若し律儀の法を忘るる者は、則ち攝善正法の大乗を忘る。“忘大乘、則忘波羅蜜”とは、攝善正法を忘るれば、則ち衆生の究竟行を忘るるなり。“忘波羅蜜、則不欲大乘”とは、若し攝衆生を忘るる者は、則ち能く正法の大乗を建立することを得ざるなり³¹。

と記されている。つまり、「忘失法」とは、もし律儀を忘れるならば、「攝善（法）」を忘れる。「大乘を忘れ、則ち波羅蜜を忘れる」とは、もし「攝善（法）」を忘れるならば、衆生の究竟の行を忘れる。「波羅蜜を忘れ、則ち大乘を欲せず」とは、もし「摂衆生」を忘れるならば、「正法大乘」を建立することができない。即ち、この第十受の中に三聚淨戒（攝律儀戒・攝善法戒・攝衆生戒）を包含している上に、建立正法戒を設けている。

図示すれば、下のようである。

³⁰ “世尊、我從今日乃至菩提、攝受正法、終不忘失”者、此是利他中第二、建立正法戒。就中有二。初明戒體、第二釋成」（同書、p. 348）

³¹ “忘失法”者、若忘律儀法者、則忘攝善正法大乘。“忘大乘、則忘波羅蜜”者、忘攝善正法、則忘衆生究竟行也。“忘波羅蜜、則不欲大乘”者、若忘攝衆生者、則不能得建立正法大乘也」（同上）

自利行戒	律儀戒	(第一受)
	摂善法戒	敬行 (第二受)
		忍行 (第三受)
		喜行 (第四受)
		捨行 (第五受)
利他行戒	辨摂衆生四行	明四無量心 (第六受)
		明四摂行相 (第七受)
		明四摂行相 (第八・九受)
	建立正法戒	明戒体・積成 (第十受)

2-3. 第三段「明立誓邀證」

“法主世尊”より已下は、是の章中の第三大段なり。中に就いて五句有り。初めに佛を引いて證と爲す。二に…爲す所の人を出す。三に…正しく自誓を明す。四に…現相の證成不虛を明す。五に…時衆の獲利を明し、願を發して同修す³²。

と述べ、五つの段階に分けている。先ず、仏を請うて、証人となす。次に、その成就する対象を出す。次に、自ら誓いを立てる。次に、虚しくないことを明かす。最後に、衆たちとともに願を發して修行する。

以上、本疏の理解を検討してきた。つまり、無名氏『疏』は先ず「能所」の側面から十受を理解し、視点の相違による能・所の分類をしている。次に、十受をそれぞれ解釈し、第一受を律儀戒に、第二・第三・第四・第五受を摂善法戒に、第六・第七・第八・第九受を「利他行の戒」の摂衆生の四行に配当している。即ち、前の九受を三聚淨戒に配当し、最後に、三聚淨戒の上に別の「建立正法戒」を設けている。即ち、この注釈は第十受を以て前の九受を収め、第十受を極めて重要視していることが窺われる。

³² “法主世尊” 已下，是章中第三大段。就中有五句。初引佛爲證。二…出所爲之人。三…正明自誓。四…明現相證成不虛。五…明時衆獲利，發願同修」（同書、p. 349）

3. 照法師『疏』

照法師は十受解釈の部分で、先ず、

此の章に義を明かす三段有り。初めに十受を受くる方便なり。第二は“世尊我從今日”より“十受”の訖りまで十受の體を明かす。第三は“法主世尊現爲”より“章”の訖りまで證信を明かすなり³³。

と述べ、三段（十受方便・明十受體・明證信）に分けて十受章を解釈している。第一段は十受の方便を、第二段は十受それぞれの体を、第三段は十受の実行性を述べている。次に、三段をそれぞれ解釈している。

3-1. 第一段

第一段は十受を受ける方便（因縁）を述べるのみで、疏主の立場を記していないので、ここでは省略する。

3-2. 第二段

第二段では先ず、

正しく十受を明かす。中に義を明かす四段有り。初めの一戒は之れを受くるに則ち易く、之れを持するに則ち難きことを明かすが故に、初めの一受は誓持を明かすなり。次に四受有りて律儀戒を明かす。次に四受有りて攝衆生戒を明かす。最後の一受は攝善法戒なり³⁴。

と述べ、十受を四通りに分けている。即ち、第一受を誓持戒に、第二・第三・第四・第五受を律儀戒に、第六・第七・第八・第九受を攝衆生戒に、第十受を攝善法戒に配当している。つまり、この注釈も戒の立場から解釈を施しているが、「誓持戒」、「律儀戒」、「攝衆生戒」と「攝善法戒」の四通りに分けている。即ち、最初に三聚淨戒の他に「誓持戒」という戒を立

³³「此章有三段明義。初受十受方便。第二從世尊我從今日訖十受明十受體。第三從法主世尊現爲（写本 S. 524 によって、「現爲」を補った）訖章明證信也」（『勝鬘經疏』『大正藏』 vol. 85, p. 263a）

³⁴「正明十受中有四段明義。初一戒明受之則易持之則難故。初一受明誓持也。次有四受明律儀戒。次有四受明攝衆生戒。最後一受攝善法戒也」（同書、p. 263b）

て、大前提として、後の九受（三聚淨戒）を収めている。図示すれば、下のようである。

誓持戒	第一受
律儀戒	第二・第三・第四・第五受
摂衆生戒	第六・第七・第八・第九受
摂善法戒	第十受

次に、第一受の解釈として、

“我從今日”は受戒の始め、“乃至菩提”は誓戒の終りなり。戒を受くる所以とは、下の九戒を受くる所に於いて犯心を起こさず。何が故に但だ犯心を起こさずと言うのみなるや。心犯は則ち易く、色犯は則ち難きを明かすと欲す。易なるは犯さず、當に知るべし。難きは亦た持するなり³⁵。

と記している。つまり、この戒を受ける原因は何かというと、それはこの戒が前提として下の九つの戒を収めるからである。それでは、何故犯心のみを起こさないということを強調しているのか。欲心を起こすのは容易であるが、実際にこの欲を行動に移すのは難しい。容易な戒律を犯さなければ、難しい戒律は守るはずであろうと言っている。

次に、例として、

（ある）人は此の一戒は是れ總なりを解す。下の九戒の上より發することを得。若し下の九戒を犯さば、此の戒は則ち犯すなり。別の惡は總に對すること無し。又總の惡に來侵すること無きなり³⁶。

と述べ、ある人が第一戒を総とし、以下の九戒はみなこの第一戒より起きると解釈している、という例を提示して、自分の説を裏付けようとしている

³⁵「我從今日受戒之始。乃至菩提誓戒之終也。所以受戒者。於所受下九戒不起犯心。何故但言不起犯心。欲明心（写本S. 524によって、「明」と「心」の位置を逆にした）犯則易。色犯則難。易者不犯。當知難者亦持也」（同上）

³⁶「人解此一戒是總從下九戒上發得。若犯下九戒。此戒則犯無別惡對總。又無總惡來侵也」（同上）

る。

また、次の四受（第二・第三・第四・第五受）を律儀戒に配当して、それぞれ解釈しているが、何故これら四受を律儀戒に配当しているのかについては提示されていない。更に、次の四受（第六・第七・第八・第九受）を撰衆生戒に配当し、またその中の第六・第七受を「撰物の具」に、第八・第九受を「所撰衆生」に配当している。即ち、

第二に、攝衆生戒を明かす。初めの二受は是れ攝物の具、下の二受は所攝衆生なり³⁷。

と記している。つまり、「撰衆生戒」を「撰衆生の具」と「所撰の衆生」とに分けている。「撰衆生の具」とは、衆生を撰する方法（自分のために財物を受けず、蓄えず、四攝法を行ぜざること、また衆生のために不愛染心・無厭足心・無罣礙心を持つこと）であり、「所撰の衆生」とは、対象（孤・獨・幽・繫・疾・病・種種の厄・難・困・苦の衆生と捕と養との衆の悪律儀及び諸の犯戒のもの）である。この分類法は他の疏に見当たらず、本疏の一特徴と言えよう。本疏疏主が撰衆生戒を理解するためにかなり苦心をしたことが伺われる。

最後に、第十受を撰善法戒に配当し、

第四に攝善法戒を明かす。…何を以ての故に、以下は其の願の心を忘れることを得ざるを釋す。若し其の能願の心を忘るれば。則ち所願の大乗の法を忘るなり³⁸。

と述べ、能願の心を忘れるならば、求める大乘の法をも忘れるということをも理由に挙げて、「願の心」を忘れてはならないと解釈している。即ち、照法師は心の作用を重要視していることが分かる。

3-3. 第三段

第三段である証信の段は、ただ十受の実行性を述べるのみで、疏主の立場を記していないので、ここでは省略する。

³⁷「第二明攝衆生戒。初二受是攝物之具。下二受所攝衆生也」（同書、p. 263c）

³⁸「第四明攝善法戒。…何以故以下釋不得忘其願之心。若忘其能願之心。則忘所願大乘之法也」（同書、p. 264a）

以上、本疏の理解を検討してきた。本疏は先ず無名氏『疏』と同じく十受章を三段に分け、次に更に第二段を四通りに分け、第一受を持戒に、第二受から第十受までを三聚淨戒に配当している。即ち、三聚淨戒の外にも一つの「誓持戒」を設けている。また撰衆生戒を衆生を撰する方法と対象とに分けた点に疏主の苦心が伺われる。最後に、撰善法戒を解釈することで「心」の作用を強調していることが分かる。

4. 慧遠『義記』

慧遠は十受解釈の部分で、先ず、

此の章に二有り。一には自受戒、二には“離佛下”他要瑞を爲す³⁹。と記して、十受章を「自受戒」と「他要瑞」⁴⁰とに分けている。更に、自受戒を以下のように分類している。

自の中に三有り。一には受戒の方便、二には“受十”の下、正しく受戒を明かす。三には“法主”の下、佛に請うて證知す⁴¹。

即ち、自受戒を「受戒の方便」・「正明受戒」・「請佛証知」の三通りに分けている。この三分説は先の無名氏『疏』と照法師『疏』の三分説と同様であるが、異なるところは、慧遠はこの自受戒三分説以外に「為他要瑞」を設けていることである。これは慧遠『義記』の独特の解釈と言えよう。以下、四段に分けて慧遠の解釈を見てみよう。

4-1. 第一段

先ず、「受戒の方便」の中で「有人言」として、

³⁹「此章有二。一自受戒。二離佛下爲他要瑞」（『勝鬘經義記』『新纂大日本統蔵經』vol. 19, p. 871a）

⁴⁰「就所爲人。名之要瑞。於中有六。一明所爲。二安彼下。正爲要瑞。三説是語下。如要相現。四彼見下。明其大衆觀相除疑。五而發願。求同。六世尊記下。佛爲記之…此十大下。別明要瑞。先要雨華。後諸妙聲」（同書、p. 873a）、六の段階から、「要瑞」を解釈している。即ち、要となる瑞兆で、ここでは特に「雨華」と「妙聲」とを指している。

⁴¹「自中有三。一受戒方便。二受十下正明受戒。三法主下請佛證知」（同書、p. 871a）

有る人は釋して言う。妳⁴²將に行相なるべし。若し爾、坐して受くるならば豈に爾、行ぜず。當に知るべし受戒は坐して皆得。應に異釋すべからず。今、此に正に佛は空中に在りて、勝鬘は地に在りて、仰いで如來に對するを以て、立ちて言うは是れ便なり。是を以て立ちて受く⁴³。

を提示し、「立受」の原因を述べている。即ち、受戒する時、普通は座ったままであるが、今佛は空中にいて、勝鬘は地上に立って、如來を仰いでおり、立ったままで受戒するのが便利なので、そのまま受戒するという。この「有人」は恐らく先に述べてきた照法師⁴⁴であろう。

4-2. 第二段

「正明受戒」に十受を分類し、それぞれ解釈している。即ち、今、一門に據らば、且らく十種を論ず。十の中の前九は、世の教戒を受く。第十の一種は、正法戒を受く。…前の九の中に就いて、初めの一は律儀、次の四は攝善、後の四は攝生なり⁴⁵。

とある。先ず十受を「前九種」と「第十種」との二種に分け、更に「前九種」を三聚淨戒に、「第十種」を正法戒に配当している。つまり、第一受を撰律儀戒に、第二・第三・第四・第五受を撰善戒に、第六・第七・第

⁴²『新纂大日本統藏經』では、「卍+尔」となっているが、『難字・異体字典』（有賀要延編）、『仏教難字大字典』（有賀要延編）、『くずし字用例辞典』（普及版、児玉幸多）などを調べる限りでは、この字を見つけない。CBETAでは、「女+尔」即ち、「妳」となっている。「妳」は台湾で「你」の異体字であって、二人称の汝の意味である（<http://baike.baidu.com/item/妳/10298672?fr=aladdin>）。ここで、仮に「妳」を使う。

⁴³「有人釋言。妳將行相。若爾坐受豈爾不行。當知受戒坐之皆得。不應異釋。今此正以佛在空中。勝鬘在地。仰對如來。立言是便。是以立受」（『勝鬘經義記』『新纂大日本統藏經』 vol. 19, p. 871a）

⁴⁴照法師『疏』に「今所以立者。佛住空中勝鬘在地」という解説がある。（『勝鬘經疏』『大正藏』 vol. 85, p. 263b）

⁴⁵「今據一門。且論十種。十中前九。受世教戒。第十一種。受正法戒。…就前九中。初一律儀。次四攝善。後四攝生」（『勝鬘經義記』『新纂大日本統藏經』 vol. 19, p. 871a）

八・第九受を摂生（戒）に配当して、三聚浄戒以外に正法戒を設けて、第十受に当てている。即ち、

慧遠も無名氏『疏』と同じく第十受をもって前の九受を収めている。つまり、無名氏『疏』の著者と同様に第十受を重要視し、その第十受にこそ他の九受を収める正法の本質があると強調している。図示すると、下のようである。

律儀（戒）	第一受
摂善（戒）	第二・第三・第四・第五受
摂生（戒）	第六・第七・第八・第九受
正法戒	第十受

何故、慧遠はこのような分け方にしたのであろうか。本疏に、

此の三は猶お是れ『地持論』の中の三聚戒なり⁴⁶。

と述べている。即ち、慧遠の根拠は曇無讖訳『菩薩地持經』であることが明らかである。また、『菩薩地持經』に、

菩薩の一切戒は、略説して二種なり。一とは在家分、二とは出家分、是れを一切戒と名づく。一切戒に復た三種有り。一には律儀戒、二には攝善法戒、三には攝衆生戒なり⁴⁷。

と述べ、三聚浄戒が挙げられている。また律儀戒を説明して、

律儀戒とは、謂く七衆の所受の戒なり。比丘、比丘尼、式叉摩尼、沙彌、沙彌尼、優婆塞、優婆夷。在家・出家は其の應ずる所に隨う。是れを律儀戒と名づく⁴⁸。

としている。つまり、『菩薩地持經』によれば、律儀戒は七衆が受ける戒

⁴⁶「此三猶是地持論中三聚戒也」（同書、p. 871a-b）

⁴⁷「菩薩一切戒。略説二種。一者在家分。二者出家分。是名一切戒。一切戒復有三種。一者律儀戒。二者攝善法戒。三者攝衆生戒」（『菩薩地持經』『大正藏』vol. 30, p. 910b）

⁴⁸「律儀戒者。謂七衆所受戒。比丘比丘尼。式叉摩尼。沙彌沙彌尼。優婆塞優婆夷。在家出家隨其所應。是名律儀戒」（同書、p. 910b）

である。この他に『梵網經』の言う「十重四十八輕戒」を摂律儀戒としている説がある。この説はまた『菩薩瓔珞本業經』に見られる⁴⁹。従って、いずれにしても摂律儀戒を禁止的な戒律に配当している。また「三聚の義は、廣くは別章の如し」⁵⁰と本疏で述べているように、「別章」の『大乘義章』には「三聚の義」の詳細な解説がある。摂律儀戒に関して『大乘義章』にも「律儀と言うは、…防ぎ禁ずるを戒と名く」⁵¹と書かれている。即ち、摂律儀戒には防止的な性格があり、また前五受にはそのような禁止的な性格が見られるので、前五受を摂律儀戒に配当するのは妥当であろう。

慧遠が特に第一受を摂律儀戒に、第二・第三・第四・第五受を摂善法戒に配当するのは何故であろうか。それは『菩薩地持經』に「攝善法戒とは、謂く菩薩所受の律儀戒なり」⁵²とあり、更に、

是の如く、菩薩は律儀戒に住するとは、四波羅夷處法有り。何等をか四と爲すや。菩薩が貪利の爲の故に自から己の徳を歎じて、他を毀咎す。是れを第一波羅夷處法と名づく。菩薩が自から財物を有し、性は慳惜の故に、貧苦の衆生の依怙する所無きの來つて求索すれども、所求を給施する悲心を起さず。法を聞かんと欲する有りても慳惜して説かず。是れ第二波羅夷處法と名づく。菩薩、瞋恚して兇惡の言を出すも、意猶お息まず。復た手を以て打ち、或いは杖石を加う。殘害の恐怖に瞋恨増上し、犯者は悔を求むるも、其の讎を受けず。恨を結んで捨てず。是れ第三波羅夷處法と名づく。菩薩は菩薩藏の説を謗る。相似法は熾然して相似法に於いて建立す。若し心は自から解し或いは他より受くるは、是れ第四波羅夷處法と名づく⁵³。

49「攝善法戒。所謂八萬四千法門。攝衆生戒。所謂慈悲喜捨化及一切衆生皆得安樂。攝律儀戒。所謂十波羅夷」（『菩薩瓔珞本業經』『大正藏』vol. 24, p. 1020c）

50「三聚之義。廣如別章」（『勝鬘經義記』『新纂大日本統藏經』vol. 19, p. 871b）

51「言律儀者…防禁名戒」（『大乘義章』『大正藏』vol. 44, p. 659a）

52「攝善法戒者。謂菩薩所受律儀戒」（『菩薩地持經』『大正藏』vol. 30, p. 910b）

53「如是菩薩住律儀戒者。有四波羅夷處法。何等爲四。菩薩爲貪利故自歎己徳毀咎他是名第一波羅夷處法。菩薩自有財物。性慳惜故。貧苦衆生無所依怙來求索者。不起悲心給施所求。有欲聞法慳惜不説。是名第二波羅夷處法菩薩瞋恚。出兇惡言意猶不息。復以手打或加杖石。殘害恐怖瞋恨増上。犯者求悔不受其讎。結恨不捨。是

と述べられているからであろう。この四波羅夷處法は『菩薩瓔珞本業經』⁵⁴、『梵網經』⁵⁵などに言う「十重戒」の後四種の四波羅夷である。これらの四波羅夷處法を第二・第三・第四・第五受と対応させてみると、両者が一致していることが分かる。つまり、慧遠は彼の根拠は『菩薩地持經』にあると言ったが、実はこの説は『菩薩瓔珞本業經』などと一致しているのである。

第六・第七・第八・第九受は「慈心与樂、悲心拔苦」の利他行を意味するので、三聚淨戒の撰衆生戒に配当するのは妥当である。最初の慧掌蘊『義記』以外の各疏にはともに異議がないようである。

十受と三聚淨戒との対応関係以外で、他の諸疏と本疏が相違する点は、第十受の解釈である。これが慧遠『義記』の最も特色のあるところである。上にも述べたように、慧遠は十受を全て三聚淨戒に配当するのではなく、前の九受を三聚淨戒に配当し、その上に「正法戒」という戒を設け、三聚淨戒の外に独立させている。この一受の解釈の分量（1330字）は前の九受の解釈の全ての分量（867字）よりやや多い。単に注釈の文字数から言ってもこの一受の重要性が分かるであろう。意義の深淺は文字数の多少で決め難いが、慧遠は第十受の最後に「於此十中。此受最勝」⁵⁶と述べていることから、彼がこの一受をどれほど重視しているのかが伺われるであろう。

では、彼はこの第十受をどのように解釈しているのかを見てみよう。本疏に、

初に先ず反て忘失の損を明す。後に順に其の不忘の益を明す。損の中に先に別、後に之れを總結す。別の中に六階、上より下に向けて、次第に失を論ず。“忘失法者。則忘大乘”、是れ第一階、謂く佛果を失

名第三波羅夷處法。菩薩謗菩薩藏說。相似法熾然建立於相似法。若心自解或從他受。是名第四波羅夷處法」（同書、p. 913b）

⁵⁴「不殺不盜不妄語不姪不沽酒不說在家出家菩薩罪過不慍不瞋不自讚毀他不謗三寶。是十波羅夷不可悔法」『菩薩瓔珞本業經』『大正藏』 vol. 24, p. 1022c.

⁵⁵『梵網經』『大正藏』 vol. 24, pp. 1004b-1005a.

⁵⁶「於此十中。此受最勝」（『勝鬘經義記』『新纂大日本統藏經』 vol. 19, p. 872c）

す。…“忘大乘者。則忘波羅蜜”、是れ第二階、十地の行を失す。…“忘波羅蜜者則不欲大乘”、是れ第三階、初地の心を失す。…“不決大乘則不能得攝正法欲”、是れ第四階、解行の心を失す。…“不能得隨樂入者”、是れ第五階、種性の心を失す。…“永不堪任越凡夫地”、是れ第六階、種性前の喜趣行心を失す。…我見は是くの如く無量の大過なり。總じて以て之を結す⁵⁷。

と記している。即ち、慧遠は先ず第十受を「忘失の損」と「不忘の益」に分け、更に「忘失の損」を六階に分けて詳しく解説している。上の記述から見て、この「忘失の損」の六階は慧遠のこの第十受に対する解釈の中核と言えよう。また、慧遠は正法を忘れることを果位の側面から論じているのみならず、果位の高い段階から徐々に果位の低い段階に流失していく方向性（仏果→十地行→初地心→解行心→種性心→種性前善趣行心）をも示している。この正法を忘れる損失の方向性を示す記述は他の疏には見当たらない。慧遠の独創と見ても差し支えないであろう。

4-3. 第三段

「請佛證知」を二義に分けている。即ち、

“現爲我證”は、正に是れ請辭なり。釋に兩義有り。一には身に就いて現を説く。佛身は現在、我の爲に證を作すが故に“現證”と言う。二には心に就いて現を説く。佛は諸法に於いて、知見の覺を現じ、我所受するを證す。心定能く行ずるが故に“現證”と云う。『地持論』に言う。“諸の佛・大師は一切の生、一切の諸法に於いて、知見の覺を現じ、某菩薩は、我某の前に於いて、受戒を三説するを知る⁵⁸。此

⁵⁷「初先反明忘失之損。後順明其不忘之益。損中先別。後總結之。別中六階。從上向下。次第論失。忘失法者。則忘大乘。是第一階。謂失佛果。…忘大乘者。則忘波羅蜜。是第二階失十地行。…忘波羅蜜者則不欲大乘。是第三階失初地心。…不決大乘則不能得攝正法欲。是第四階失解行心。…不能得隨樂入者。是第五階失種性心。…永不堪任越凡夫地。是第六階失種性前喜趣行心。…我見如是無量大過。總以結之」（同書、p. 872a-b）

⁵⁸ここは敢えて「知る」と読んだが、『菩薩地持經』を確認したところ、「知」ではなく、「白」である。これは写本の誤りではないかと推測する。

の後の義に同ず”⁵⁹。

と述べている。即ち、『菩薩地持經』⁶⁰を引用して、「就身說現」と「就心說現」との二義に分けている。上の検討から見て、慧遠は大いに『菩薩地持經』の文句を引用していることが分かる。

4-4. 第四段

上に検討してきた各疏は十受章を三段のみに分け、それぞれに解釈しているが、慧遠はその三段の後に「他要瑞」を設けている。即ち、

下より第二は他要瑞と爲す。佛の現を知らるること難し。簡ぶ所を知らず。辨と知は疑を兼ね。是の故に難と云う。而して衆生の下に、所爲の人に就いて、之れを要瑞と名づく。中に於いて六有り。一には所爲を明かす。二には“安彼”の下、正に要瑞を爲す。三には“說是語”の下、要相の現ずるが如し。四には“彼見”の下、其の大衆觀相の疑を除くを明かす。五には而して願を發し、同を求む。六には“世尊記”の下、佛は爲に之れを記す⁶¹。

と記している。この解釈文から分かるように、無名氏『疏』の「立誓邀証」或いは照法師の「証信」の部分をも更に細分して、「請佛証知」と「他要瑞」の二通りに分けた。「他要瑞」という項目が設けられたことから、慧遠がこの部分を極めて重要視していることが伺われる。

⁵⁹「現爲我證。正是請辭。釋有兩義。一就身說現。佛身現在。爲我作證。故言現證。二就心說現。佛於諸法。現知見覺。證我所受。心定能行。故云現證。地持論言。諸佛大師。於一切生。一切諸法。現知見覺。知某菩薩。於我某前。三說受戒。同此後義」（『勝鬘經義記』『新纂大日本統藏經』 vol. 19, p. 872c）

⁶⁰「十方無量諸佛第一無上大師現知見覺者。於一切衆生一切法。現知見覺。亦如是白。某菩薩。於我某前三說受菩薩戒。我爲作證。第二第三。亦如是白」（『菩薩地持經』『大正藏』 vol. 30, p. 912 c）

⁶¹「自下第二爲他要瑞。難佛現知。簡所不知。辨知兼疑。是故云難。而衆生下。就所爲人。名之要瑞。於中有六。一明所爲。安彼下。正爲要瑞。三說是語下。如要相現。四彼見下。明其大衆觀相除疑。五而發願。求同。六世尊記下。佛爲記之」（『勝鬘經義記』『新纂大日本統藏經』 vol. 19, p. 873a）

5. 吉藏『宝窟』

吉藏は十受解釈の部分で、先ず、

今は十大受を受くることを明す。十門と作して之れを釋すべし。一には來意門。…第二に釋名門。…第三に受戒不同門を明す。…第四に戒體相門。…第五に戒所對治門。…第六に作無作門。…第七に通別門。

…第八に次第門。…第九に因果門。…第十に大小門⁶²。

と述べている。つまり、十門を開いて、十受をそれぞれの側面から解釈している。例えば、大乘と小乗との区別に関して、第二釈名門の中で、大乘と小乗との戒法の深淺を区別するため、

菩薩の戒法は深くして且つ廣し。持し難く行じ難し。二乗の持する所に非ず。…九道の中、六道二乗は皆行ずること能わず。唯だ菩薩のみ能く行ず。…若し一たび菩薩大戒を受くれば、六道を経ると雖も、而も戒法は失せず⁶³。

と述べ、第六作無作門の中で、大乘戒を小乗戒の色法戒體説と区別するため、

若し尸羅と波若と合せ用うれば、則ち心戒を以て本と爲す⁶⁴。

と述べ、第十大小門の中で、詳細に大乘戒と小乗戒とを区別して、

小乘には重受無し。大乘には重受有り。小乘には捨戒有り。大乘には捨戒無し。小乘には衆を簡ぶこと有り。大乘には衆を簡ぶこと無し。故に奴婢畜生も佛語を解する者は、皆戒を受くることを得。小乘には二師・十師・二十師なり、大乘には唯だ一師なり。小乘は二業を防ず。大乘は三業を防ず。小乘は一形を盡す。大乘は佛果に至る。小乘は犯に隨つて漸に制す。大乘は未だ犯せざるに頓に制す。小乘の戒は定數

62「今明受十大受。可作十門釋之。一來意門。…第二釋名門。…第三明受戒不同門。…第四戒體相門。…第五戒所對治門。…第六作無作門。…第七通別門。…第八次第門。…第九因果門。…第十大小門」（『勝鬘宝窟』『大正藏』 vol. 37, p. 20a-21c）

63「菩薩戒法深且廣。難持難行。非二乘所持。…九道中。六道二乗皆不能行。唯菩薩能行。…若一受菩薩大戒。雖經六道而戒法不失」（同書、p. 20b）

64「若尸羅與波若合用。則以心戒爲本」（同書、p. 21b）

有り。大乘は不定なり⁶⁵。

と述べている。また第四戒体相門の中で、戒体説に言及して、

『毘曇』には色聚を以て體と爲す。『成實』には非色非心を用て體と爲す。譬喩部には心を以て體と爲す。『瓔珞』に云く、“一切の菩薩、凡聖の戒は、盡く心を以て體と爲す。心若し盡くれば戒則ち盡く。心盡くると無きが故に戒盡くると無し。故に六道は戒を受くることを得。但、語を解すれば而して受得して失せず”⁶⁶と。若し『瓔珞』に依つて別して三つの戒體を明さば、“攝律儀戒は謂く十波羅密、攝衆生戒は謂く慈悲喜捨、攝善法戒は所謂八萬四千の法門なり”⁶⁷と⁶⁸。

と述べている。即ち、まず『毗曇』は「色聚」を、『成實』は「非色非心」を、比喩部は「心」を体としている。また、『菩薩瓔珞本業經』を引用して、「無尽なる心」を以て三聚淨戒の体としている。以下、三段に分けて吉蔵の解釈を見てみよう。

5-1. 第一段

十門を開いた後に、更に、

文に就いて三と爲す。第一に經家、受戒の儀を叙列す。第二に正しく戒を受く。第三に證を請いて疑を除く。初めは是れ受戒の前方便、次は正しく受戒、後は是れ方便なり。三を攝して二と爲せば、初めの兩

⁶⁵「小乘無重受。大乘有重受。小乘有捨戒。大乘無捨戒。小乘有簡衆。大乘無簡衆。故奴婢畜生解佛語者。皆得受戒。小乘二師十師二十師。大乘唯一師。小乘防二業。大乘防三業。小乘盡一形。大乘至佛果。小乘隨犯漸制。大乘未犯頓制。小乘戒有定數。大乘不定」（同上）

⁶⁶「一切菩薩凡聖戒盡心爲體是故心亦盡戒亦盡。心無盡故戒亦無盡六道衆生受得戒。但解語得戒不失」（『菩薩瓔珞本業經』『大正藏』vol. 24, p. 1021b）

⁶⁷「攝善法戒。所謂八萬四千法門。攝衆生戒。所謂慈悲喜捨化及一切衆生皆得安樂。攝律儀戒。所謂十波羅夷佛」（同書、p. 1020c.）

⁶⁸「毘曇以色聚爲體。成實用非色非心爲體。譬喩部以心爲體。瓔珞云。一切菩薩凡聖戒。盡以心爲體。心若盡者戒則盡。心無盡故戒無盡。故六道得受戒。但解語而受得不失。若依瓔珞別明三戒體者。攝律儀戒。謂十波羅密攝衆生戒。謂慈悲喜捨。攝善法戒。所謂八萬四千法門」（『勝鬘寶窟』『大正藏』vol. 37, p. 21a）

は正しく受戒を明し、後の一は受の意を明す⁶⁹。と述べている。即ち、吉蔵も十受章を三段（受戒の儀・正受戒・請証除疑）に分けている。第一段は受戒する前の方便、第二段は正しい受戒、そして第三段も方便であるという。また、この三段を二通りに要約して、第一・第二段は正しく受戒を明かし、第三段は受の意を明かすとしている。

最初の受戒の方便についての解釈は、各疏と殆ど変わらない。しかし、「正明受戒」の最初に五師の説を列挙していることは最も注意されるべきであろう。即ち、

第二に正受戒を明かす。此を釋すること同じからず。凡そ五師有り。曇林の云く、此の章より十大願と爲す。然るに下に別に三願一願有り。故に此の釋に同ぜず。馥師の云く、前の五を止惡と爲し、後の五を生善と爲す。三戒を分たず。第三師云く、初戒は是れ總、謂く總じて心を要して戒を發し、總じて所防を出す。第二より已去は、謂く別して心を要して戒を發し、別して所防を出す。第四師云く、前の九は世教戒を受く、後の一は正法の戒を得。事に隨つて防禁するを、世の教戒を受くと名け、實を證し過を離るるを、正法の戒を得と名づく。前の九の中、初めの一は律儀を受け、中の四は攝善法を受け、後の四は攝衆生を受くと。第五師云く、初めの五は攝律儀、中の四は攝衆生、後の一は攝善法なりと。此の五は人に隨つて取捨せよ。但し今は第五師の釋を用いるなり⁷⁰。

と述べている。第三師の説は照法師『疏』と共通点がある⁷¹。つまり、第

⁶⁹「就文爲三。第一經家叙列受戒之儀。第二正受戒。第三請證除疑。初是受戒前方便。次正受戒。後是方便。攝三爲二。初兩正明受戒。後一明受之意」（同書、p. 21c）

⁷⁰「第二明正受戒。釋此不同。凡有五師。曇林云。自此章爲十大願。然下別有三願一願。故不同此釋。馥師云。前五爲止惡。後五爲生善。不分三戒。第三師云。初戒是總。謂總要心發戒。總出所防。從第二已去。謂別要心發戒。別出所防。第四師云。前九受世教戒。後一得正法戒。隨事防禁。名受世教戒。證實離過。名得正法戒。前九中。初一受律儀。中四受攝善法。後四受攝衆生。第五師云。初五攝律儀。中四攝衆生。後一攝善法。此五隨人取捨。但今用第五師釋也」（同上）

⁷¹照法師『疏』に「從世尊以下。正明十受中有四段明義。初一戒明受之則易持之

三師は照法師と同じ系統或いは近い系統の人であるに違いない。第四師は明らかに淨影寺慧遠である。吉蔵は『宝窟』の中で多く慧遠『義記』を引用しているにも関わらず、ここでは第四師即ち慧遠の説を取らず、第五師の説を取っていることは興味深い。吉蔵はこの第五師について、何も言及しておらず、ただその説を引用しているのみで、吉蔵以前の各疏にもそのような説は見当たらないので、残念ながら、この第五師は誰なのかが今の段階では、断定できない。にもかかわらず、この説は法相宗の基にも、日本の聖徳太子にも継承されている。つまり、この説の源に遡るには無理があるが、広く後世にまで継承されたという事実から、この説の妥当性が伺われる。それでは、吉蔵はどのように十受をもって三聚淨戒を解釈しているのかを見てみよう。

すでに述べた如く、吉蔵はその第五師の説に従っている。即ち、第一・第二・第三・第四・第五受を撰律儀戒に、第六・第七・第八・第九受を撰衆生戒に、第十受を撰善法戒に配当している。何故前五受は撰律儀戒に当たるとかについて、吉蔵は、

初めの五は並に息惡を明す。故に是れ攝律儀なり⁷²。

と述べている。つまり、初めの五受は「止惡」であり、「禁止」の性格を持っているので、撰律儀戒であると答えている。続いて、

五を二と爲す。前の一は總じて息惡を明す。…第二に四戒、別に四惡を防ぐ⁷³。

として、前五受を二に分け、第一受は総で、第二・第三・第四・第五受は別であると述べている。第一受について、

今自から所受の戒に於いて犯心を起こさざることを誓うは、即ち是れ

則難故。初一受明誓持也。次有四受明律儀戒。次有四受明攝衆生戒。最後一受攝善法戒也。我從今日受戒之始。乃至菩提誓戒之終也。所以受戒者。於所受下九戒不起犯心。何故但言不起犯心。欲心心明犯則易。色犯則難。易者不犯。當知難者亦持也。亦可心爲本根身口爲末。但言心持身口可知也。人解此一戒是總從下九戒上發得」という注釈がある。（『勝鬘經疏』『大正藏』vol. 85, p. 263b）

⁷² 「初五並明息惡。故是攝律儀」（『勝鬘寶窟』『大正藏』vol. 37, p. 21c）

⁷³ 「五爲二。前一總明息惡。…第二四戒。別防四惡」（同書, p. 21c-22a）

受戒、亦た即ち是れ得戒、亦た即ち是れ持戒なり。…謂く一切の悪を息め、一切の善を修し、一切の生を度するなり。“不起犯心”とは、悪を息めざる心、善を修せざる心、生を度せざる心を起こさざるなり。故に即ち是れ三を受け三を得し及び三を持するなり⁷⁴。

と述べ、受戒＝得戒＝持戒の「受・得・持」一体性を強調し、「犯心を起こさないこと」はそのまま不起不息悪心であり、不起不修善心であり、不起不度生心であるとみなす。即ち、受三＝得三＝持三である。その後四受を

今此の四を攝して或は兩雙と爲し、之れを諳づけて、上を敬して慢せず、下を悲んで瞋らず、他に於いて嫉まず、自に於いて慳せずと謂うなり⁷⁵。

と述べ、「兩双」にまとめている。「兩双」とは、上下・他自である。何故上下の「慢・瞋」の後に「嫉・慳」を述べたのかについて、

前の二は使と爲す。後の兩は纏と爲す。使は重く、纏は軽きが故に前に重きを離れ、後に軽きを息むれば。則ち衆悪は都て寂す⁷⁶。

と答えている。即ち、この四受を「使」⁷⁷と「纏」⁷⁸とに分け、煩惱の立場から、この四受を理解している。前の二受は後の二受より重いので、前にその重い煩惱を離れ、後にその軽い煩惱を止めれば、多くの悪は減するという。

その後、第一受が「総」であるのに、何故、更に四受を説く必要がある

⁷⁴「今自誓於所受戒不起犯心。即是受戒。亦即是得戒。亦即是持戒。…謂息一切惡。修一切善。度一切生。不起犯心者。不起不息惡心。不修善心。不度生心也。故即是受三得三及持三也」（同書、p. 22a）

⁷⁵「今攝此四或爲兩雙諳之。謂敬上不慢。悲下不瞋。於他不嫉。於自不慳也」（同書、p. 22c）

⁷⁶「前二爲使。後兩爲纏。使重纏輕。故前離於重。後息於輕。則衆惡都寂」（同上）

⁷⁷煩惱の異名なり。喩に就て煩惱に名く。世の公使罪人に隨逐して三界に繫縛し出離せしめず、故に使と名く。又使は駆役の義、煩惱能く人を駆役すれば使と名く。（織田得能 1954、p. 680）

⁷⁸煩惱の異名。煩惱能く人の心身を自在ならしめざればなり。（同書、p. 1244）

のかについて、

有人言く、“此の四重きが故なり。『地持論』の中に此の四種を説いて波羅夷と爲す”と。『地持論』に明す四法の第四は是れ癡心なり。即ち是れ今の文の第一の慢なり。今の第二は『地持』の中の第三に當る。即ち是れ瞋心なり。今の第三は、『地持』の中の第一の貪心に當る。今の第四は、『地持』の中の第二の慳吝心に當る。故に偏に四を説くなり⁷⁹。

と述べている。「有人」とは浄影寺慧遠である。何故なら、慧遠は『勝鬘經義記』の中で「以何義故。偏説此四。此四重故。故地持中。説此四種。為波羅夷。四中初一。對上除慢。明攝智慧。後之三句。於下能益。明攝功德」⁸⁰と解釈しているからである。吉藏は自説を述べるため、慧遠の解釈を引用している。すでに述べたように、吉藏は第四師慧遠の説を取らず、第五師の説を取っている。つまり、吉藏は自分の都合のいい説を取って、都合の悪い説を捨てていることが伺われる。これは『宝窟』の首の

余、翫味既に重ね、鏃鑽年を累ぬ。古今を拈拾し、經論を搜檢して、其の文玄を撰び、勒して三軸と成す⁸¹。

という文言と呼応している。

5-2. 第二段

摂衆生戒について、

“世尊我從今日乃至菩提不自爲已聚畜財物”とは、此より下は第二に四戒有ることを明す。謂く攝衆生戒なり。言う所の四戒とは、第一戒は別して財を以て衆生を攝することを明す。第二戒は通じて四攝法も

⁷⁹「有人言。此四重故。地持論中説此四種爲波羅夷。地持論明四法。第四是癡心。即是今文之第一慢也。今之第二。當地持中之第三。即是瞋心。今之第三。當地持中第一貪心。今之第四。當地持中第二慳吝心。故偏説四也」（『勝鬘寶窟』『大正藏』vol. 37, p. 22c）

⁸⁰『勝鬘經義記』『新纂大日本統藏經』vol. 19, p. 871b.

⁸¹「余翫味既重。鏃鑽累年。拈拾古今。搜檢經論。撰其文玄。勒成三軸」（『勝鬘寶窟』『大正藏』vol. 37, p. 1c）

て衆生を攝取することを明す。第三戒は衆生現世の苦果を抜く。第四戒は衆生の苦因を斷ずるなり。四戒兩雙、初めの二は自爲の惡を止め、後の二は棄他の惡を止む⁸²。

と述べ、第六・第七・第八・第九受を撰衆生戒に配当している。この四戒をも「兩雙」にまとめ、「自爲の惡を止む戒」と「棄他の惡を止む戒」とに分けている。慈悲に配当すれば、前二戒は「大慈與樂」、後二受は「大悲拔苦」であると言えよう。この二雙を更に詳しく説明して、

今總じて四戒を釋せん。四戒有りと雖も、慈悲を出でず。前の兩戒は大慈與樂、後の兩戒は大悲拔苦なり。與樂の中、初めの一は現樂を與う。次の一は未來の樂を與う。又初めの一は世樂を與え、次の一は出世の樂を與うるなり。又初めの一は樂果を與へ、後の一は樂因を與うるなり。大悲戒の中に亦た二なり。初めの一は現苦を抜き、後の一は當苦を抜く。又初めの一は苦果を抜き、後の一は苦因を抜く。又初めの一は別して人間の苦を抜き、後の一は總じて一切衆生の苦を抜く。故に下の折伏攝受に世・出世の利を明す。故に知る、遍く一切の苦を抜くなり。又初めの一は抜其の輕苦を抜き、後の一は其の重苦を抜く。又初めの一は其の少時の苦を抜き、後の一は其の長時の苦を抜くなり⁸³。

と述べ、慈悲の立場から、「現世・來世」、「因・果」、「輕苦・重苦」などの側面を通じて、この四受を解釈している。つまり、吉藏は撰衆生戒を多くの側面から解釈しているが、未だ慧遠の「與樂」、「拔苦」の解釈を超え

⁸²「世尊我從今日乃至菩提不自爲已聚畜財物。此下第二明有四戒。謂攝衆生戒也。所言四戒者。第一戒別明以財攝衆生。第二戒通明四攝法攝取衆生。第三戒拔衆生現世苦果。第四戒斷衆生苦因。四戒兩雙。初二止自爲之惡。後二止棄他之惡」（同書、p. 22c）

⁸³「今總釋四戒。雖有四戒。不出慈悲。前兩戒大慈與樂。後兩戒大悲拔苦。與樂中。初一與現樂。次一與未來樂。又初一與世樂。次一與出世樂。又初一與樂果。後一與樂因。大悲戒中亦二。初一拔現苦。後一拔當苦。又初一拔苦果。後一拔苦因。又初一別拔人間苦。後一總拔一切衆生苦。故下折伏攝受。明世出世利。故知遍拔一切苦。又初一拔其輕苦。後一拔其重苦。又初一拔其少時之苦。後一拔其長時之苦」（同書、p. 23b）

ていない。

5-3. 第三段

攝善法戒について、

“世尊我從今日”より下は、此の一戒を釋すること同じからず。有人言く、“十戒を二と爲す。前の九は世の教戒を受く、第十は正法戒を受く”と。今明さく、攝善法戒なり。然るに攝善は即ち是れ正法なり。

攝善の外に別の正法無し。故に三戒は一切の戒を攝し盡すなり⁸⁴。

と述べている。「有人」とは、明らかに慧遠を指している。何故なら、慧遠は『義記』の中で「今據一門。且論十種。十中前九。受世教戒。第十一種。受正法戒。於世戒行。要期領納。名受世戒。於證理行。要期領納。名受正戒。就前九中。初一律儀。次四攝善。後四攝生」⁸⁵と解釈しているからである。吉蔵は慧遠の説を引用しながら、自分の説を出している。即ち、この第十受は正法であると同時に、また攝善法戒でもある。攝善法戒以外に正法を求めることはできない。三聚淨戒は全ての戒を取めると解釈している。つまり、吉蔵は慧遠の説を取らなかったが、実は慧遠の意趣と同様である。特に、この後、慧遠の「忘失の損の六階」を長文にわたって引用している⁸⁶ということが、吉蔵の意趣が慧遠のそれに近いことを裏付けて

⁸⁴「世尊我從今日下。釋此一戒不同。有人言。十戒爲二。前九受世教戒。第十受正法戒。今明攝善法戒。然攝善即是正法。攝善之外無別正法。故三戒攝一切戒盡也」(同書、p. 24a-b)

⁸⁵『勝鬘經義記』『新纂大日本統藏經』vol. 19, p. 871a.

⁸⁶「有人言。就位釋之。凡有六階。從上向下次第論忘失。忘失正法者則忘大乘。是第一階。謂失佛果。諸佛得果大人所乘。故云大乘。乘依理成。理是正法。故不成彼乘。是以言忘。忘大乘者則忘波羅蜜。是第二階。失十地行。十地所行名波羅蜜。忘正法者。非直失彼佛果大乘。亦失十地波羅蜜行。波羅蜜義後當釋之。忘波羅蜜者則不欲大乘。是第三階。失初地心。初地發心求佛大乘。名欲大乘。忘正法者。非直失波羅蜜行。亦失初地欲大乘心。不決定大乘。則不能得攝正法欲。是第四階。失解行心。不決大乘。猶前文中不欲大乘。欲於大乘。決定趣向。故名決定。解行發心。求初地上攝受正法。名攝正法欲。忘正法者。非直失彼初地之中決定欲心。亦失解行攝正法欲。則不能得隨所樂入者。是第五階。失種性心。前一不能。括通此句。樂入。猶前攝正法欲。前正法欲。於初地上攝受正法。願樂趣入。故名樂入。種入種性所行。

いる。

以上の分析から、吉蔵は第五師の説に従ったと述べているが、実は、自分の説を解釈するため、多くの場合は第四師（慧遠）の説を援用していることが分かった。二人が最も一致しているところは第十受の解釈で、吉蔵は殆ど慧遠の説を援用している。つまり、第十受の「撰善法戒」＝「正法」を重視し、それを全ての戒の基礎とし、全ての戒を取めていると主張しているのである。

6. 基『述記』

基はこの前の諸師とは異なり、唯識の立場から十受を理解している。十受解釈の部分で、先ず、

下より十大受の身行久しく修することを明す。中に於いて二有り。第一に“勝鬘佛前而立自受”の下に第二章の十大受を説く。第二に“世尊”の下、證を作して相を求む。前の中に三有り。第一に總標して記を得。第二に別して十受の儀戒を受くることを説く。第三に十大受の意を得ることを明す⁸⁷。

と述べ、十受章を二段に分け、「説第二章十大受」と「作証求相」にしている。また第一段を三小段に分け、「總標得記」と「別説受十受儀戒」と「明得十大受之意」としている。これは明らかに前の諸疏の三段分法とは違っている。それでは、基は具体的にどのように解釈しているのか。以下、四段に分けて見てみよう。

6-1. 第一段

第一段の最初で、

“爾時勝鬘聞受記已恭敬而立受十大受” と言うは、述べて曰く、總じ

隨彼樂入。名隨樂入。忘正法者。非直失前解行地中攝正法欲。亦失種性隨樂入行也。永不堪任越凡夫。是第六階」（『勝鬘寶窟』『大正藏』 vol. 37, p. 24c-25a）

⁸⁷「自下明十大受身行久修。於中有二。第一勝鬘佛前而立自受下説第二章十大受。第二世尊下。作證求相。前中有三。第一總標得記。第二別説受十受儀戒。第三明得十大受之意」（『勝鬘經述記』『新纂大日本統藏經』 vol. 19, p. 902b）

て記を得ることを明かすなり⁸⁸。

と述べ、次に、随文解釈して、

世尊とは、能く授けるなり。大とは、二乗を出過す。體と用は弘廣なり。之れを名づけて大と爲す。大に容納有り。復た名づけて受と爲す。即ち是れ大受の受なり。依主釋なり。恭敬とは、心は肅しむることを恭と曰い、形處は敬と曰う。二に云く、立ちて而して戒を受くるには慢に似す。今“恭敬立”と名づくるのは、佛は空に立ちて、勝鬘は地に在り⁸⁹。

と述べている。中の「佛立空。勝鬘在地」は明らかに慧遠『義記』⁹⁰・吉藏『宝窟』⁹¹などの「受戒の方便」に当たる部分で、しかも、解釈も大差はない。つまり、この小段の名称が異なるのみで、内容は前人のものに負うところが大きい。

6-2. 第二段

次に、「別説受十受儀戒」について、

別に於いて十を説く。『菩薩地』に依らば、三種の戒有り、謂わく律儀等なり。即ち此の十の中、之を受くるに三と爲す。初に五種有り、律儀戒を明かす。第二に四種有り、饒益有情戒を明かす。第三に一種有り、攝善法戒を明かす⁹²。

と述べている。上の文によれば、基は『菩薩地持經』によって、三聚淨戒を採用して、十受に配当していることが分かるが、実は『菩薩地持經』の中には「律儀戒・饒益有情戒・攝善法戒」の三戒の名称は見出されない。

⁸⁸「言“爾時勝鬘聞受記已恭敬而立受十大受”者。述曰。總明得記也」（同上）

⁸⁹「世尊者。能授也。大者。出過二乘。體用弘廣。名之爲大。大有容納。復名爲受。即是大受之受。依主釋也。恭敬者。心肅曰恭。形處曰敬。二云。立而受戒似慢。今名恭敬立者。佛立空。勝鬘在地」（同書、p. 902b-c）

⁹⁰「佛在空中。勝鬘在地」（『勝鬘經義記』『新纂大日本統藏經』 vol. 19, p. 871a）

⁹¹「勝鬘在地。如來處空」（『勝鬘宝窟』『大正藏』 vol. 37, p. 13a）

⁹²「於別説十。依菩薩地。有三種戒。謂律儀等。即此十中。受之爲三。初有五種。明律儀戒。第二有四種。明饒益有情戒。第三有一種。明攝善法戒」（『勝鬘經述記』『新纂大日本統藏經』 vol. 19, p. 902c）

『菩薩地持經』にあるのは「律儀戒・撰衆生戒・攝善法戒」⁹³の三戒である。「律儀戒・饒益有情戒・攝善法戒」を設けたのは『瑜伽師地論』⁹⁴である。また『菩薩地持經』は『瑜伽師地論』の部分訳で、「撰衆生戒」と「饒益有情戒」とは意味に大した変わりはないので、「撰衆生戒」は「饒益有情戒」の異訳であろう。

十受と三聚淨戒の配当の仕方については、基は吉藏の所謂第五師、即ち吉藏自身の説に従っている。つまり、第一・第二・第三・第四・第五受を撰律儀戒に、第六・第七・第八・第九受を撰衆生戒（饒益有情戒）に、第十受を撰善法戒に配当している。これは妥当な分け方であろうと吉藏の項目下ですでに述べたので、ここでは、贅言を省く。

6-3. 第三段

三聚淨戒の「撰律儀戒」について、

文の中に二有り。初めに一の大受有り。性及び遮に於いて。若しくは軽く若しくは重し。根本隨順して、但だ悉く堅持す。第二に四受有り。唯だ其の性を持して遮に非ず。唯だ重にして、輕に非ず。唯だ根本のみ、隨順に非ざるなり⁹⁵。

と述べている。第一受は、性及び遮において、もしくは軽、もしくは重で、根本に隨順する。第二・第三・第四・第五受はただ「性」を保持して、「遮」ではない。ただ重のみで、軽ではない。「根本」（主流）にして、「隨順」（支流）ではないと強調している。

次に、四受を解釈して、

何者をか四種と爲すや。一には若し財法有らば恡惜することを得ず。

⁹³「菩薩一切戒。略説二種。一者在家分。二者出家分。是名一切戒。一切戒復有三種。一者律儀戒。二者攝善法戒。三者攝衆生戒」（『菩薩地持經』『大正藏』vol. 30, p. 910b）

⁹⁴「依此在家出家二分淨戒。略説三種。一律儀戒。二攝善法戒。三饒益有情戒」（『瑜伽師地論』『大正藏』vol. 30, p. 511a）

⁹⁵「文中有二。初有一大受。於性及遮。若輕若重。根本隨順。但悉堅持。第二有四受。唯持其性非遮。唯重非輕。唯根本非隨順也」（『勝鬘經述記』『新纂大日本統藏經』vol. 19, p. 902c）

二には名聞等の爲に自讃し、毀他することを得ず。三には怨嫌有らば、彼此に相和す。四には大邪見を起して因果無きことを誇ることを得ず⁹⁶。

と述べ、『菩薩地持經』の四波羅夷説に基づいて配当しているが、違うところはその排列の順序のみである。『菩薩地持經』によると、

四波羅夷處法有り。何等をか四と爲すや。菩薩が貪利の爲の故に自から己の徳を歎じて、他を毀咎す。是れを第一波羅夷處法と名づく。菩薩が自から財物を有し、性は慳惜の故に、貧苦の衆生の依怙する所無きの來つて求索すれども、所求を給施する悲心を起さず。法を聞かんと欲する有りても慳惜して説かず。是れ第二波羅夷處法と名づく。菩薩、瞋恚して麤惡の言を出すも、意猶お息まず。復た手を以て打ち、或いは杖石を加う。殘害の恐怖に瞋恨増上し、犯者は悔を求むるも、其の懺を受けず。恨を結んで捨てず。是れ第三波羅夷處法と名づく。菩薩は菩薩藏の説を誇る。相似法は熾然して相似法に於いて建立す。若し心は自から解し或いは他より受くるは、是れ第四波羅夷處法と名づく⁹⁷。

とある。即ち、基は四波羅夷説の一番目を二番とし、二番目を一番としている。小さな相違とは言え、解釈は大分異なってくる。次の解釈の部分を示すと、

今此の文の中に、斯の次に依らず。後より前に向つて説く。斷惡を明すことを欲して、邪見は最も重し。所以に先ず明すなり。…“世尊我從今日至不起慢心”と言うは、述べて曰く、第一に第四の不得起大邪見を明すなり。…“世尊我從今日至不起恚心”と言うは、述べて曰く、

⁹⁶「何者爲四種。一若有財法不得慳惜。二不得爲名聞等自讃毀他。三有怨嫌彼此相和。四不得起大邪見誇無因果」（同上）

⁹⁷「有四波羅夷處法。何等爲四。菩薩爲貪利故自歎己徳毀咎他人。是名第一波羅夷處法。菩薩自有財物。性慳惜故。貧苦衆生無所依怙來求索者。不起悲心給施所求。有欲聞法慳惜不説。是名第二波羅夷處法菩薩瞋恚。出麤惡言意猶不息。復以手打或加杖石。殘害恐怖瞋恨増上。犯者求悔不受其懺。結恨不捨。是名第三波羅夷處法。菩薩誇菩薩藏説。相似法熾然建立於相似法。若心自解或從他受。是名第四波羅夷處法」（『菩薩地持經』『大正藏』vol. 30, p. 913b）

第二に第三の不得賜歡喜を明すなり。…“世尊我從今日至不起嫉心”
 と言うは、述べて曰く、第三に第二の不得爲名聞等を明すなり。…
 “世尊我從今日至不起慳心”と言うは、述べて曰く、第四に第一の不
 施財法を明すなり。…是の故に四波羅夷を起せざるなり⁹⁸。

となっている。即ち、彼が強いてその順番を変えるのは、この四受の重を
 逆順番に当てはめるためである。これは彼のどのような立場を顕している
 のかは不明であるが、とにかく今までの各疏に見られない解釈である。

「饒益有情戒」については、

饒益有情を明すの中に二有り。初めの二種は慈與樂の行を明す。第二
 に兩大受有り。悲拔苦の行を明す⁹⁹。

と述べている。すでに述べたように、「撰衆生戒」は「饒益有情戒」の異
 称であって、意味は大差はない。この戒も「慈與樂行」と「悲拔苦行」と
 に分け、慧遠と吉蔵の解釈を超えていない。

「撰善法戒」について、本疏にはただ随文解釈して、第十受を説明して
 いるのみである。

6-4. 第四段

第二段について、

下より第二に法主、證明す。勝鬘は應を請う。中に於いて六有り。初
 めに法主は證を爲す。二に勝鬘は相を求む。三に瑞相、現前す。四に
 大衆は俱に見る。五に同時に願を發す。六に如來は許可す¹⁰⁰。

⁹⁸「今此文中。不依斯次。從後向前說。欲明斷惡。邪見最重。所以先明也。…言
 世尊我從今日至不起慢心。述曰。第一明第四不得起大邪見也。…言世尊我從今日至
 不起恚心。述曰。第二明第三不得賜歡喜也。…言世尊我從今日至不起嫉心。述曰。
 第三明第二不得爲名聞等也。…言世尊我從今日至不起慳心。述曰。第四明第一不施
 財法也。…是故不起四波羅夷也」(『勝鬘經述記』『新纂大日本統藏經』 vol. 19, pp.
 902c-903a)

⁹⁹「明饒益有情中有二。初之二種。明慈與樂行。第二有兩大受。明悲拔苦行」(同
 書、p. 903a)

¹⁰⁰「自下第二法主證明。勝鬘請應。於中有六。初法主爲證。二勝鬘求相三瑞相現
 前。四大衆俱見。五同時發願。六如來許可」(同書、p. 904a)

とあり、「法主証明」を六に分けている。この部分は他疏の「請佛証知」の解釈に当たる。他疏には極めて簡単に説明しているのみであったが、基『述記』の解釈は非常に煩瑣である。つまり、彼が「法主証明」の解釈に力点を置いている証しであろう。

III. まとめ

以上、各疏における十受の解釈を検討した結果を、以下の二点にまとめた。

1. 十受と三聚淨戒との配当から見て、この六本の注釈書の中では、一番古いと言われる慧掌蘊『義記』は「戒」の立場で解釈していないのが判明した。それ以外の五本は全て「戒」の立場から「十受」を理解している。更に、撰律儀戒・撰衆生戒・撰善法戒という三聚淨戒の立場で十戒を理解する場合には、二通りの解釈の流れがあることが分かった。その一は、無名氏『疏』と慧遠『義記』との三聚淨戒の外に一つの「正法戒」を設け、三聚淨戒を収めるという流れである。その二は、照法師『疏』でその端緒が見え、吉蔵『宝窟』になると漸く定型され、基『述記』の唯識の立場であっても、その定型化された説を乗り越えることができなかつた三聚淨戒を十受到に配当する流れである。
2. 無名氏『疏』は能動の主体（能）と受動の客体（所）との二面から十受を理解し、人（心）は異なる側面において、「能・所」の立場も転換されうるとしている。照法師は撰衆生戒を「方法」と「対象」とに分け、無名氏『疏』と同じく「能・所」の立場も転換されうることを主張している。慧遠・吉蔵・基の三人とも多く『菩薩地持經』を引用しながら、『菩薩瓔珞本業經』、『梵網經』の十波羅夷の第七・第八・第九・第十の四波羅夷にもあてはめて解釈している。異なるところは十受と四波羅夷の対応の順序であり、そこから各師がどの受到に重点を置いているのかを伺い知ることができよう。

参考文献

- 青木隆他編 2013 『蔵外地論宗文献集成続集』 金剛大学校仏教文化研究所.
浅田正博編 2014 『戒律を知るための小辞典』 龍谷大学仏教文化研究所：永田文昌堂.
有賀要延編 1987 『難字・異体字典』 国書刊行会.
遠藤祐純 2008 『戒律概説—初期仏教から密教へ』 ノンブル社.
織田得能 1954 『織田仏教大辞典』 補訂縮刷版，大蔵出版.
水尾現誠 1976 「勝鬘經の十大受解釈」『宗教研究』.
平川彰 1965 「勝鬘經義疏より見た十大受三大願と如来蔵」『勝鬘經義疏論集』 平楽寺書店.
平川彰 1990 『浄土思想と大乘戒』 春秋社.
水野弘元他編集 1977 『仏典解題事典』 春秋社.
森章司編 1993 『戒律の世界』 溪水社.

付記

本論文は、中国中央民族大学東アジア仏教研究センター 2017 年プログラム「『大乘起信論義疏』研究」(EABI2017006A018) の成果の一部である。

Summary

Ten Great Vows Chapter of the *Śrīmālādevī-simhanādasūtra*: the Differences and Similarities in the Chinese Exegetical Tradition

YANG Yufei

The *Śrīmālādevīsimhanādasūtra* 勝鬘師子吼一乘大方便方廣經 (SMS) is one of the earliest *tathāgatarbha* scriptures. Given the paramount importance of the *tathāgatarbha* doctrine, few people pay attention to other concepts in this scripture. However, one cannot grasp the full meaning of the *tathāgatarbha* without understanding the importance of the ten vows 十受.

In this paper, I discuss six Chinese commentaries from the Northern and Southern Dynasties to Tang Dynasties, focusing especially on the relationship and differences between the peculiar interpretations of the ten vows.

With the exception of the *Hui zhang yun sheng man yi ji* 慧掌蘊『勝鬘義記』, all the other commentaries explain the ten vows in terms of monastic precepts (*śīla*). The remaining five commentaries display two main exegetical lines. (1) The *Wu ming shi sheng man jing shu* 無名氏『勝鬘經疏』 and the *Hui yuan sheng man jing yi ji* 慧遠『勝鬘經義記』 interpret the ten vows by dividing them under two separate classes of precepts, i. e. true Dharma Precepts 正法戒 and the three categories of pure precepts 三聚淨戒. (2) The *Zhao fa shi sheng man jing shu* 照法師『勝鬘經疏』, the *Ji zang sheng man bao ku* 吉藏『勝鬘寶窟』 and the *Ji sheng man jing yi ji* 基『勝鬘經義記』 use only the latter class. Among them, the *Ji zang sheng man bao ku* 吉藏『勝鬘寶窟』 shows the most systematic treatment of the subject. This taxonomic pattern becomes the orthodox classification, so much so

that even Ji 基, who wrote his commentary *Sheng man jing yi ji* 『勝鬘經義記』 from the standpoint of the Yogācāra-vijñānavāda School, did not deviate from its structure.

*Research Fellow,
the Research Centre
for East Asian Buddhism
Minzu University of China
Ph.D.,
International College
for Postgraduate Buddhist Studies*